9月22日、農林畜産食品部は、海外旅行客の不法携帯畜産物の一斉検査強化と流通販売の集中取締りを行うとの報道資料を発出したところ概要以下のとおり。

http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY20CUyRjMyMTM4NyUyRmFydGNsVmIldy5kbyUzRg%3D%3D

【見出し】

アフリカ豚コレラ流入を防ぐための国境検疫に総力

【小見出し】

海外旅行客の不法携帯畜産物一斉検査の強化と流通販売集中取締り

【本文】

農林畜産食品部(キム・ヒョンス長官、以下「農食品部」)は、アフリカ豚これら(ASF) など家畜伝染病の国内流入を遮断するため、食薬処・関税庁など関係部署と協力して空港湾において海外旅行客の携帯品に対する一斉検査を強化し、不法輸入畜産物に対する流通取り締まりを行っていると明らかにした。アフリカ豚コレラ発生国から入国する危険路線については、関税庁(税関)と合同ですべての旅行客の手荷物を検索できる一斉検査を9月18日から強化(仁川・金海空港で3倍に拡大)して不法携帯の畜産物が国内に搬入されないように集中的に管理している。

*税関・検疫本部合同一斉検査: (仁川空港)126 本/週→378、(金海空港)25 本/週→77、(その他の空港)すべての手荷物レントゲン検査、(港湾)全数開梱検査

食品医薬品安全処は「外国食料品販売店」に対する常時点検(月2回、地方自治体)と政府合同特別取締まり(随時、食薬処・検疫本部・地方自治体)を強化して、国内搬入され流通される外国産畜産物を対象に継続して集中取締まりを実施している。

農食品部は海外旅行客が違法に搬入する畜産物を遮断するために不法搬入後に検疫機関に申告しない場合は過怠料を最初 500 万ウォンから最大 1,000 万ウォンにまで強化し(6月1日)、現在まで(9月21日基準)20件の罰金を科した。

*過怠料改定(6月1日)以降、賦課実績:20件**(500万ウォン2件、100万ウォン18件) **韓国5、中国6、ウズベキスタン3、カンボジア2、モンゴル、タイ・フィリピン・ベトナム各1人

携帯畜産物を搬入して過料を賦課され納付しない場合、再入国が禁止され、国内滞在者 は審査期間の短縮など不利益を受けないように海外旅行客を対象に多様な広報を推進 し、違反者に対しては過料を厳正に課す計画である。

*搭乗券、ビザ発給時の査証に検疫広報物の添付、現地空港のみ電光掲示板による広報 今後も農食品部は、アフリカ豚コレラの流入を防止するため関係部署との協力体制を通 じて、海外旅行者が不法畜産物を搬入しないように取り締まりを強化し、国境検疫の注 当局発表

意事項を持続的に広報するなど、国境検疫に総力を集中させると発表した。 9月21日、平澤港の検疫現場を点検しており、他の空港についても持続的に点検・管理する計画である。

(以上)